

QUICPayモバイル特約（法人用）

第1条 目的等

- 1.本特約は、QUICPay会員規定（以下「本規定」という。）に付随して、JCB等が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯電話（以下「指定携帯電話」という。）を使用する方法による本決済システムの利用方法を定めるものです。
- 2.本特約は、第2条(3)に定めるQUICPayモバイル会員（以下本条において同じ。）の指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用についてQUICPayモバイル会員および支払責任者（適用会員規約が会員規約（一般法人用）の場合に限る。）に適用されます。

第2条 QUICPayモバイル会員

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、本規定に定める会員規約（以下「会員規約」という。）および本規定におけるのと同様の意味を有します。

- (1)「モバイル指定法人会員」とは、本規定に定める指定法人会員のうち、本特約を承認のうえ、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した法人等または個人事業主をいいます。
- (2)「QUICPayモバイル使用者」とは、本規定に定めるQUICPay使用者のうち、本特約を承認のうえ、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用を申し込み、JCB等がこれを承認した方をいいます。
- (3)「QUICPayモバイル会員」とは、モバイル指定法人会員およびQUICPay使用者の総称をいいます。

第3条 モバイルID・パスワードの発行

- 1.モバイル指定法人会員となろうとする者およびQUICPayモバイル使用者となろうとする者（以下併せて「QUICPayモバイル入会申込者等」という。）は、本規定に定める本入会申し込みの際、JCB等所定の『QUICPay入会申込書』に記入し、またはJCB等が通知もしくは公表する方法に従い、指定携帯電話による本決済システムの利用を申し込むものとします。なお、QUICPayモバイル入会申込者等は、QUICPayモバイル入会申込者等の使用する携帯電話が指定携帯電話ではないために、本決済システムの利用ができない場合でも、第10条に定めるQUICPayモバイル発行手数料が返金されないことにつき承諾します。
- 2.QUICPayモバイル入会申込者等のうちQUICPayモバイル使用者となろうとする者は、JCB等所定の『QUICPay入会申込書』以外の方法で前項の申込みをしようとする場合には、事前に、当該申込みについてモバイル指定法人会員の同意を得るものとします。なお、JCB等は、当該同意の有無を確認する義務を負いません。
- 3.当社は、JCB等が審査のうえ第1項の申込みを承認した場合、QUICPayモバイル会員（適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）または会員規約（法人債務・カード使用者立替用）である場合はQUICPayモバイル使用者に限る。）に対し、QUICPayモバイル使用者毎に定められたID（以下「モバイルID」という。）およびパスワード（以下「パスワード」という。）を発行し、通知するものとします。なお、モバイルIDおよびパスワードは、当社が通知する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という。）内に第5条に定める会員情報登録がなされない場合または一度でも同会員情報登録に利用された場合には無効となります。
- 4.前項の通知の送付先は、本規定に定める通知等の送付先に準じるものとします。その他のJCB等からQUICPayモバイル会員に対する通知等の送付先についても同様とします。
- 5.QUICPayモバイル会員とJCB等との本特約に基づく指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に関する契約は、JCB等が前項に定める承認をしたときに成立します。なお、適用会員規約が会員規約（一般法人用）の場合は、支払責任者も契約当事者となるものとします。
- 6.第3項に基づき通知されたモバイルIDおよびパスワードは、当該通知を受けたQUICPayモバイル会員本人以外、使用できません。QUICPayモバイル会員は、当該通知がなされたモバイルIDおよびパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとし、第三者に開示または使用させてはなりません。
- 7.QUICPayモバイル会員は、第5条に定める会員情報登録を行う以前に、第3項に基づき通知されたモバイルIDおよびパスワードにつき紛失、盗難等が発生した場合には、直ちにJCB等所定の方法によりその旨届け出るものとします。
- 8.第三者がモバイルIDおよびパスワードを使用して本決済システムを利用した場合、JCB等は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人の意思に基づく利用とみなし、指定法人会員またはQUICPayモバイル使用者が第6項の義務を適切に履行していたときを除き、その利用代金は本規定に定める支払義務者の負担とします。ただし、モバイルIDおよびパスワードの紛失、盗難等により、本決済システムが第三者に利用された場合には、適用会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

第4条 準備事項

- 1.モバイル指定法人会員またはQUICPayモバイル使用者は、第5条に定める会員情報登録に先立ち、自己の責任および費用負担において、指定携帯電話およびこれに付随して必要となる各種機器の準備、指定携帯電話の利用にかかる携帯電話通信事業者との携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約の締結、およびその他指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- 2.モバイル指定法人会員またはQUICPayモバイル使用者が、前項に定める準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、JCB等は一切の責任を負いません。また、モバイル指定法人会員またはQUICPayモバイル使用者と携帯電話通信事業者との間の携帯電話を利用したインターネット利用サービス契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第5条 会員情報登録

- 1.JCB等は、QUICPayモバイル会員（適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）または会員規約（法人債務・カード使用者立替用）である場合はQUICPayモバイル使用者に限る。）に対し、モバイルIDおよびパスワードを通知することにより、QUICPayモバイル使用者が保有する指定携帯電話内に装備されたICチップに、QUICPayモバイル使用者名、QUICPayIDおよび有効期限等（以下「モバイル会員情報」という。）を書き込みまたは読み出すためにJCB等所定のアプリケーション（以下「本アプリケーション」という。）をダウンロードし、かつ指定サイト（以下「本サイト」という。以下「本アプリケーション」と「本サイト」を総称して、「本アプリケーション等」という。）を使用（本アプリケーションのダウンロードと総称して、以下「使用等」という。）する等の方法（QUICPayモバイル使用者がダウンロードするアプリケーションによっては、本サイトを使用しない場合もあります。）を実施したうえで、当該ICチップにモバイル会員情報を格納（以下「会員情報登録」という。）する権利を許諾します。
- 2.QUICPayモバイル使用者は、本決済システムの利用のために使用する予定の自己が保有する指定携帯電話から、JCB等所定の方法により本アプリケーション等の使用等を行い、第3条第3項に基づき通知されたモバイルIDおよびパスワードを入力するJCB等所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。

第6条 本モバイル

- 1.前条の手順に従い会員情報登録が完了した当該携帯電話を「本モバイル」といいます。当該会員情報登録の完了により、QUICPayモバイル会員（適用会員規約が会員規約（使用者支払型法人用）または会員規約（法人債務・カード使用者立替用）である場合はQUICPayモバイル使用者に限る。）は、本モバイルを使用する方法により、本決済システムの利用をすることが可能になります。なお、JCB等が特に認める場合を除き、QUICPayモバイル会員に対しては、本規定に定める本カードは発行、貸与されません。
- 2.QUICPayモバイル会員は、第3条第3項に基づき通知されたモバイルIDおよびパスワード同様、本モバイルを、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理するものとします。
- 3.QUICPayモバイル会員は、本モバイルにつき、機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合には、JCB等所定の方法により、その旨届け出るものとし、かつ、本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を事前に削除するものとします。ただし、機種変更によりQUICPayモバイル使用者自らによる新たな会員情報登録が必要でない場合は、この限りではありません。
- 4.QUICPayモバイル会員は、本モバイルを紛失し、または盗難等の被害にあった場合には、直ちにJCB等所定の方法によりその旨届け出るものとします。
- 5.QUICPayモバイル会員は、本モバイル内に装備されたICチップおよび本アプリケーション等につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集、転載等を行ってはなりません。

6.第三者が本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等をして本決済システムを利用した場合、JCB等は、当該第三者による利用をQUICPayモバイル会員本人の意思に基づく利用とみなし、QUICPayモバイル会員が第2項、第3項および第5項の義務を適切に履行していたときを除き、その利用代金は本規定に定める支払義務者の負担とします。

第7条 本モバイルの利用可能な金額

本モバイルの利用可能な金額は、本規定に定める本カードの利用可能な金額に準じます。会員規約に定める「利用可能な金額」の算定にあたって、利用可能枠から差し引かれる利用残高には、QUICPayモバイル会員(適用会員規約が会員規約(使用者支払型法人用)である場合はQUICPayモバイル使用者に限る。)による本モバイル利用残高も合算されます。

第8条 有効期限

1.本モバイルを使用する方法によって本決済システムを利用することの有効期限(以下「本モバイルの有効期限」という。)は、JCB等が通知し、またはJCB等所定の方法で公表します。
2.JCB等は、本モバイルの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPayモバイル会員について、JCB等が審査のうえ、引き続き本モバイルによる本決済システムの利用を承認する場合、本モバイルの有効期限を更新し、その旨を通知します。
3.前項の場合、QUICPayモバイル使用者は、JCB等所定の更新登録期間(更新登録期間はJCB等が通知し、またはJCB等所定の方法で公表します。)内に本アプリケーション等の使用等をして、JCB等所定の操作を行うことにより、本モバイルに会員情報の更新登録を行うものとします。

第9条 モバイルIDおよびパスワードの再発行

1.JCB等は、モバイルIDおよびパスワードの紛失、会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過による無効または、本モバイルの紛失、盗難、破損もしくは汚損、機種変更によりQUICPayモバイル使用者による新たな会員情報登録が必要となる等の理由により、QUICPayモバイル会員が希望し、JCB等が審査のうえ承認した場合、モバイルIDおよびパスワードを再発行します。
2.前項の場合、QUICPayモバイル使用者は、新たに発行、通知されたモバイルIDおよびパスワードを使用して、第5条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第10条 QUICPayモバイル発行手数料等

モバイル指定法人会員は、モバイルIDおよびパスワードが発行されまたは本モバイルの有効期限が更新された場合にはそれぞれ、発行されたモバイルIDおよびパスワードの数ならびに有効期限が更新された本モバイルの数に応じて、当社が通知または公表するQUICPayモバイル発行手数料を会員規約に定める指定カードの年会費の支払方法と同様の方法で支払うものとします。また、モバイル指定法人会員は、前条第1項に定める再発行が行われた場合、再発行されたモバイルIDおよびパスワードの数に応じて、当社所定の再発行手数料を同様の方法で支払うものとします。

第11条 QUICPayモバイル会員の退会、QUICPayモバイル会員資格の喪失等

1.QUICPayモバイル会員による退会およびQUICPayモバイル会員資格の喪失は、本規定の定めるところに準じます。
2.本モバイル内に記録されている本アプリケーションおよびモバイル会員情報が削除された場合、またはJCB等が指定する会員情報登録期間もしくは更新登録期間の経過により、本モバイルによる本決済システムの利用ができない状態となった場合(以下この状態を「本モバイルの無効」という。)は、QUICPayモバイル使用者はQUICPayモバイル会員の退会の申し出をしままたは同会員資格を喪失したものとみなします。なお、本項によりQUICPayモバイル使用者がQUICPayモバイル会員の退会の申し出をしままたは同会員資格を喪失したものとみなされた場合、JCB等はその旨をQUICPayモバイル会員に通知する義務を負担しないものとします。
3.QUICPayモバイル会員が退会もしくはQUICPayモバイル会員資格を喪失した場合、または本モバイルの無効が生じた場合、QUICPayモバイル会員は、JCB等の指示に従い、直ちに本モバイル内に記録されている本アプリケーション、本サイトのブックマークおよびモバイル会員情報を削除するものとします。なお、かかる退会もしくはQUICPayモバイル会員資格の喪失または本モバイルの無効が生じた後に、本モバイル、本アプリケーション等またはモバイル会員情報の使用等により本決済システムが利用された場合、QUICPayモバイル会員が本項第1文の義務を適切に履行していたときを除き、その利用代金はすべて本規定に定める支払義務者の負担とします。

第12条 知的財産権等

本アプリケーション等に関する知的財産権等は、JCB等またはJCB等に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者に帰属します。QUICPayモバイル会員は、本アプリケーション等を、本特約で定められた用途以外に使用することはできません。

第13条 免責事項

1.JCB等は、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済サービスを利用したことにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、QUICPayモバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。
2.JCB等は、本規定または本特約に別途定める場合を除き、指定携帯電話および指定携帯電話内に装備されたICチップ等の技術的な欠陥、品質不良等の原因により、QUICPayモバイル会員が本モバイルを使用して本決済システムを利用することができない場合といえども、一切の責任を負いません。ただし、本決済システムが利用できない原因が、JCB等の故意または過失による本アプリケーション等の技術的な欠陥、品質不良等により明らかである場合はこの限りではありません。
3.携帯電話通信事業者等が提供するサービスにより、本モバイルの通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本モバイル内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及んだり、本決済システムを利用することができない場合、QUICPayモバイル会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

第14条 適用関係

本特約に定めのない事項については、すべて本規定および本規定が準用する会員規約を準用するものとします。その場合、「本カード」は「本モバイル」と読み替えます。

第15条 特約の改定

1.将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、JCB等は、モバイル指定法人会員およびすべてのQUICPayモバイル使用者が当該改定内容を承認したものとみなします。
2.前項にかかわらず、適用会員規約が会員規約(使用者支払型法人用)の場合、将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPayモバイル使用者が本モバイルを利用した場合、モバイル指定法人会員および当該QUICPayモバイル使用者が当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK550014・20170804)